

翻訳

フライリップ・サニヤック著

「フランス革命における民事立法」(39)

フランス近代法研究会

かくして、(国有財産を売却する)方法はすっかり変わってしまつた。さしあたりは、それほど急激な変化をできるだけ隠蔽しようとしたのである。すなわち、国民議會は、五月一四日のデクレの前文 (considerants) をいつも繰り返し返していた。「所有者の数を増大させるといふ願望を満たすことに絶えず専心している」と議會は言明する。議會は、一七九一年七月三日のその訓令 (instruction) では、「あらゆる措置を講じることにより」この目的の達成を「目ざしてやまない」⁽¹⁾とさえあえて述べるのである。議會は、確かに一七九〇年七月九日にデクレを出したが、一七九二年九月二日にも次のように命じることになった。⁽²⁾すなわち、農業用地は、その土地の性質が許すかぎり、小区画に分割されなければならない。⁽³⁾

「フランス革命における民事立法」(39)

ただし、これは、行政諸機関に対して議会がなす単なる勸告であり、定率または定額小作地の経営体がいかに大きいものであろうとも、その一体性という「一般的、強行的かつ明確な規範」よりも優先することはありえない。同様に、領主的諸権利の清算においても、立派な諸原則が宣言されるのだが、次には、それら諸原則は細部で踏みにじられてしまふのである。

博愛的な配慮は、税務上の才知 (esprit fiscal) と重農主義理論に席を譲つた。新しいデクレの効果は、どんなものであつたらうか。小規模耕作者が良い条件で土地を取得できたのは、一七九一年五月一五日までであつた。しかし、その旨が彼らに知らされたのは、やっと一七九〇年一月であつた。

彼らが所有権者となるのに認められた時間は、この六ヵ月に過ぎなかったが、それで十分であつたらうか。全然（足りなかつた）。

まず第一に、多数の県またはデリストリクトは、かなり遅れて組織された。したがつて、売却は、一七九〇年の終わりで一七九一年の初めになつてからようやく開始されたのである。⁽⁵⁾第二に、とつさの金銭欲に駆られ、投資家 (capitalist) が競売場に殺到したとすれば、特に都市近郊において、どのようにして農民は、個別に金持ちと争うことができたであろうか。そうはいふものの、農民は、国民議会の最初の法律から大いに利益を得ることができた。

しかし、一七九一年五月以降、小農民は、もはや自己にとつて不利な条件しか見出せなかつた。彼らは小区画の土地を取得したかつた。そして、債務を弁済するためには十分に長い期間が必要であつた。どうすれば大金持ちによつて排除されないでいられるというのか。大金持ちは、まとまつた農地全体を買い取り、一括現金払いまたは購入年内に価格のほぼ三分の一を支払い、四年半以内には完済することができるのである。⁽⁶⁾農民は、数アルパンの土地の競落人となりたかつ

たのであるが、もはや分割が望まれていないまとまつた農地しか、目にすることはほとんどなかつた。

農民が集団となり、団結することで、彼らに敵対する立法によつて生じた困難をいかにして避けて通ることができたかは、いづれ明らかになるであらう。土地財産が分割された後、一七九一年以来、ごく短期間に弁済し、国庫を迅速に満たすことを義務づけられた個人に対して、大きな単位で土地が売却された。しかし、国家は、この新しい手法によつて自らが期待したようなすべての利益を得ることができたであらうか。この手法を濫用する者が現れた。それは、一方で支払能力のない者が、（購入）物件の実際の価格をはるかに越える申し込みをして弁済しない場合である。また他方では、投機家が広大な土地区画を購入し、それを分割し購入価格に比べれば高価で転売する場合である。⁽⁷⁾これら二つの場合は、国庫 (caisse de l'extraordinaire) にとっては損失であつた。

三

しかし、小農民、人夫、日雇い、村の職人、貧窮者からは、

ますます激しい苦情が聞こえてきた。また、彼らもまた、突如として市場に投げ込まれた膨大な土地の取り分を要求した。国民議会は、彼らにその一部たりと残してやるうとはしなかつた。パリ近郊では、多くの労働者や職人が職にあぶれ、土地所有への欲求がおそらく他の場所よりも強かつたので、これらの人々は王領地と共同利用地を自分たちのために分割することを要求した。国民議会は、彼らを静めようとした。

一七九〇年八月十二日、議会は、県の行政諸機関に対し、共同利用地を分割し、売却し、または小作に出すための最も公平な方法に関する法律を提案するように促した。というのも、この頃には、議会は、「小農地を増大させ、大所有の分割を容易にすべく」⁽⁸⁾努めていたからである。しかし、これらの法律は、いつも空しい期待に終わった。パリ近郊の多くの市町村は、一堂に会して結集し、貧しい人びとのために土地を要求する⁽⁹⁾。ついには、立法議会在が、急進的なやり方で実行することとなり、一七九二年八月一日、各市町村の全住民の間での共同利用地の「義務的分割」(partage obligatoire)を命じたのである。ただし、分配方法は、まだ定まっておらず、この作業を担当する農業委員会は、「なおほるか先の期

日でなければその分割を履行できないものと考えた」。だから、国民公会は、当面の間、「農耕に供された共同利用地が、従前のように耕作され、種時きを継続して差し支えない」と⁽¹⁰⁾判断したのである。一七九三年六月一日には、国民公회가次のとおり命じた。すなわち、共同利用地の分割は、「任意的」(facultatif)であり、年齢・性別を問わず、一七九二年八月一日のデクレの審署公布の日の一年前から当該市町村に住所を有する住民ひとりずつを対象としてなされ、各市民の所有に帰する共同利用地の取り分に対しては、一〇年間にわたって私的債務のために差押えをすることができないものとする⁽¹¹⁾。

国民公会は、この問題に関し、一七八九年の全身分会議の陳情書において表明された対立する要望に配慮しようしていると思われる。すなわち、各市町村は、経済的観念および経済的必要性に依じて、共有地 (indivision) を維持するかまたは廃止することができるというものである。

ところで、共同利用地に引き続いて、亡命貴族の財産が問題となる。立法議会在は、一七八九年八月一日に共同利用地の分割を命じるデクレを制定したが、まさにこの日に、「小

土地所有者を増大させる」という相も変らぬ目的のために、次のように定めた。亡命貴族の財産は、「一もしくは三、最大でも四アルパンの小区画に分割され、競売されて、永続的に移譲される (bail a reme en argent)」⁽¹³⁾。「現金での買受けを申し出た者には、その求める土地について競売が認められる」ことは確かである。国家は、これらの者に優先権を与えたのである。

しかしながら、農民および貧しい人々は、相変わらず新しい法律の恩恵をむなしく待ちわびていたが、ついに蜂起し、彼らに約束されていながらまだ与えられてはいなかった未耕作地を占拠した。ヴェルサイユのディストリクトのいくつかの市町村では、事態は深刻であった。⁽¹⁴⁾ 国民公会は、この騒乱を沈静化しようとした。一七九三年六月三日に、国民公会は次のとおり、デクレによって定めた。「分割すべき共同利用地がなく、かつ亡命貴族が所有していた土地が存在する市町村においては、これらの土地の上に必要かつ十分な先取を認め、一アルパンの土地所有者でさえない各家長に対して、定期金設定 (arrentement) の名目で一アルパンを与えるものとする」⁽¹⁵⁾。これは単なる約束にすぎなかった。

九月十三日、国民公会は、この約束を取り消した。国民公会は、「課税台帳に記載がなく、共同利用地のない市町村に居住する所有地を持たない家長は、亡命貴族の土地を二〇年の無利息均等払いで、五〇〇リールまで買い受ける権能を有する」⁽¹⁶⁾と決定した。祖国の防衛にあたる者 (兵士) は、「動員回数に従って授与される報奨金証書の総額まで、亡命貴族の土地を取得することが可能である」⁽¹⁷⁾。農民に与えられるのはもはや賃借地ではなかった。定期金付きの賃貸借ではなく、延払いによる買取りが重要なのである。これに続き、国民公会は、例の一七九〇年十一月三日のデクレを修正した。一七九三年十一月二日に、できる限り (土地の) 分割を行い、もし可能であれば、一体となった農地さえも分割できるというデクレを発した。⁽¹⁸⁾ しかし、小農にとつて不利な支払条件は存続させた。国民公会は、亡命貴族の土地の売却のために定めた諸規範を、すべての国有財産の売却にまで広げようとはしなかった。

民衆には、少しの満足感が与えられた。幾つかの市町村では、特にノール県においては、共同利用地が分割された。亡命貴族の財産の一部は、まず、祖国防衛にあたる者に留保し、

貧しい市町村の貧困者に対しては、わずかな土地を取得する便宜を図った。しかし、裕福な投資家と投機師は、かなりの土地を廉価に取得するであろう。民衆は、再び要求した。共和暦二年実月二十二日（一七九四年九月八日）、ヴァンデ県の国民議會議員、フェイヨは、貧しい人々の利益を守ろうとした。彼は、貧しい人々にとって忌まわしい立法の廃止を要求するのである。

彼が主張するには、「憲法制定議會は、ありもしない自由を宣言し、一七八九年憲法（人権宣言）の友であつたわずかな個人にとつて有利な諸法律を作ることができた。しかし、国民公会は、すべての者の幸福のためにのみ働くことができる。私は、最大多数の人々について述べているのだ」⁽¹⁹⁾。不幸な人々は、国有財産が譲渡処分されようとも、その中に自分らの悲惨な状況を軽減する何ものをも見い出せないできた。そこから利益を得ているのは土地所有者、投資家だけなのである。間違ひのものは、競売という売却方法にあり、それが「サン・キュロット」の参入を拒んでいる。そこで、フェイヨは、競売を廃止し、全国有財産を貧しい都市住民、貧窮者または小土地所有者に分配することを提案する。その場

合、分配を受けた者は、当該不動産についてなされる評価に従い、毎年、その評価額の二〇分の一を支払うべきものとする。しかし、シャラント・アンフェリユール県の議員ロゾーは、競売廃止の結果として生じうる危険を指摘する。⁽²⁰⁾この売却方法は、国有財産から最大限の金銭価値を引き出す意味で必須である。というのも、共和国は、国内体制を強固にし、対仏同盟関係にあるヨーロッパと戦うため、多くの資金を必要としているのだから。

この売却方法は、それにもかかわらず、すべての市民を所有権者にするという社会的危険を生み出すであろう。また、ロゾーは、徴税方式（*contributions*）⁽²¹⁾に關してしばしば引き合ひに出されている議論をここでも蒸し返している。「二千四百万の人間で構成されている共和国において、すべての人間が農民となることは不可能である」。商業、工業も人手を必要としているのである。労働の分割が必要なのである。

フェイヨの主張は、大きな成果を収めるに至らなかった。なるほど、共和暦三年草月十二日（一七九五年五月三一日）のデクレは、競売を廃止し、その見返りとして、売買代金を三ヶ月で支払わなければならないとした。競売はまもなく再

開される。⁽²²⁾法律は、いつでも持てる者を優遇する。総裁政府の治下で、投機師を排除するという口実の下に、次第に、貧しき者が排除される。売却条件は幾度となく改められたが、いつでも国庫の要請に最も急速に應えるようになされた。すなわち、総裁政府は、最も厳しい財政危機の下にあった。共和曆四年花月六日（一七九六年四月二五日）には、売買証書（作成）日から一〇日以内に価額の半額の支払いをなすべき旨が命じられた。⁽²³⁾共和曆四年熱月一三日（一七九六年七月三一日）には、売却決定期日（*submission*）の最初の月内に価額の四分の三の支払、次の一五ヵ月内に残額の支払が要求された。⁽²⁴⁾最後に、共和曆五年霜月一六日（一七九六年十一月六日）のデクレは、（価額の）一〇分の一を即金で、および一〇分の五の支払について、その半額は一〇日後に、残余の半額は六月内に、残りの一〇分の四は四年内とする旨を定めた。⁽²⁵⁾

同様に、立法の展開については、三つの時期に分けなければならぬ。すなわち、第一期。一七九〇年。この時の立法の効力は、一七九一年五月一五日まで持続した。土地を小さな区画に分割し、農村の土地の競落人は十二年間で弁済すれば良いとされた。こうした立法を促したのは博愛的な感情で

あった。第二期。一七九〇年十一月三日のデクレに始まり一七九三年十一月二日のデクレまで続く期間。農地はもはや分割されることはなく、またかなり短い支払期間が求められた。農村の土地については四年半、その他の土地については二年一〇ヵ月とされた。財政上の必要性が、小土地所有者を増加させよという欲求に優先して、このような立法を促した。

第三期。一七九三年十一月二日から、いやすでに一七九二年さえ、亡命貴族の土地の譲渡によって、小土地所有者の増加に好都合な改変が、立法において行われた。教会財産および亡命貴族の財産は、可能なかぎり小さな土地区画に分割された。さらに、教会財産についての支払条件は、変更されなかったにせよ、亡命貴族の場合には、農民は、非常に有利な条件で、これを買うことができた。というのも、後者の土地の譲渡を早め、それによって、祖国の敵が再びその土地を取戻すことができないように、所有者を増やそうとしたからである。

以上が大革命のさまざまな時期における国有財産に関する立法であった。その結果は以下に述べよう。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J・ゴデシヨ（瓜生洋一他訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、一九八九年）、*Grand Dictionnaire universel du XIXe siècle, Paris. Petit Robert II SMLJe Robert 1980. Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.*を参照した。

また、訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

原注

- (1) 一七九一年七月三日＝一〇日のデクレ、第二節。訓令案は、讓渡委員会の名のもとでブートウヴィルにより提出された。ADXVIIIc19, pièce 13.
- (2) 一七九〇年七月九日＝二五日のデクレ、第六条。Duverg, I, 275.
- (3) 一七九二年九月二日＝六日のデクレ、第十一条。（以上、原書一七五頁5・6・7）
- (4) ラ・ロシュフーコーの十一月の報告では「大部分の土地取得を成し遂げるには一年もあれば十分である。」と述べているが、それは見当違いであった。
- (5) 国立古文書館 (Archives nationales, 以下これをArch.natと略す) ランド県、ランでは、売却は一七九一年一月に始まった (Louchisky, ouvr. cité, p.82)。
- (6) 私はここでは農地についてのみ述べている。購入年内には、一〇分の二と一〇分の一の合計一〇分の三を支払わねばならず、残りは四年半で完済しなければならない。（以上、原書一七六頁1・2・3）
- (7) ラ・ロシュフーコーは、一七九〇年六月の報告で次のように述べている。「諸君らが支払いの便宜を図ってやれば、土地の買手の数を増やし、また土地の価格を、現在よりさらに引き上げる。また、農村においては『細分化された』土地を（諸君が）売却する相手は、急いでその代金を支払おうとするから、その支払いは期限より以前になるはずだ。しかも、その支払い時期は大金持ちよりはるかに早くなるのが期待できる。なぜなら、彼ら大金持ちは、新しく土地を所有することによる収益とは無

関係の(値上がりによる転売)利益に投資しているのであるから。彼らは、支払期限まで(自分たちが)自由にできる資金を保有し続けるであろう。

- (8) 一七九〇年八月十二日のデクレ第六章。一七九〇年八月二十九日付けのウルトラメールヴィルの報告、議会議事録 (Archives Parlementaires, 以下これをA.P.と略す) XXVIII, 411以下を参照。「共同利用地は、不毛の地か、あるいはたいへん生産性の低い状態におかれている。国民議会は、生活の糧を増大させるためにできることを一切怠ってはならないとこうひとつの義務を負っている。」(以上、原書一七七頁1・2)
- (9) Minzès, *Die Nationalgüterversteigerung*..., pp.70-72.
- (10) 一七九二年八月一日のデクレ (Duvergier, IV, 361)
- (11) 一七九二年一〇月十一日十三日のデクレ (Duvergier, V, 25)
- (12) 一七九三年六月一〇日のデクレ第二節および第三節。
- (13) 一七九二年八月一日のデクレ。Duvergier, IV, 361. (以上、原書一七八頁1・2・3・4・5)
- (14) Minzès, pp.77 et suiv. (注の参照)
- (15) 一七九三年六月二日のデクレ。第四節第二條。Duvergier, IV, 53.
- (16) 一七九三年九月十三日のデクレ。第二條。Duvergier, IV, 206.
- (17) 同上、第五條。
- (18) 共和暦二年霜月二日のデクレ (一七九三年十一月二日)。Duvergier, IV, 362. (以上、原書一七九頁1・2・3・4・5)
- (19) ADXVIII c. t. 285, pièce 11.
- (20) ADXVIII c. t. 285 (pièce 12).
- (21) 徵稅方式について Minzès pp.75-76. (注(9)参照)

- (22) 共和暦三年草月十二日のデクレ第一條「市民は各自、その不動産の所在地のディストリクトの執行部を経て彼が欲する売却予定の国有財産を競売なしに取得することができる」。この規定は、草月一九日(一七九五年六月七日)に施行を停止された。(以上、原書一八〇頁1・2・3・4)
- (23) Duvergier, IX, 98.
- (24) 共和暦四年熱月二三日のデクレ第十二條および第五條。
- (25) 共和暦五年霧月一六日のデクレ第十一條。(以上、原書一八二頁1・2・3)

註

- ① 国王の官吏による租税の徴収を意味する語。登録(enregistrement)、「所有地(domaine)関税(droit de douane)間接税(contribution indirectes)」などが内容となる。フランスフ・オリヴィエ『マルタン著稿浩訳『フランス法制史概説』八七二頁以下、八九四頁以下。創文社、一九八六年

(代表) 白石裕子、会員) 今村与一、江藤价泰、貴田晃、森田悦史(五十音順)

瓜生君を偲ぶ

江藤 价泰

瓜生君と言葉を交わすようになったのは、私が大東に就職し、彼が私の研究室を訪ねてきてくれたからである。それは、一九八九年四月、それからまさに光陰矢の如し、一三年余が経過している。その彼は、今や亡い。彼は私より一八歳年下である。その死は早すぎる。惜しみても余りあるものがある。実に残念、残念の極みである。

もつとも、この出会い以前から、私は間接的にはあるが、瓜生君の存在は知っていた。しかし、九工大の先生と聞いていたので、大東で会ったのは意外であった。「いつから大東に」とたずねたところ、「一年前」ということであった。彼の方でも、私になぜ知っているのか、不思議に思ったのである、聞き返してきた。

その種は以下のようなものである。大げさにいえば、「根本的原因」？となるのは、法曹養成問題である。もつとも、現在でも、この問題は「係属中」であるが、当時から議論され

ているのである。それはさておき、日弁連は、これに的確に対処するための基礎資料を蒐集する作業の一環として、英・独・仏三カ国の法曹養成制度の現地調査を企画したのである。私は、出発前のフランス司法制度の概要の解説と、帰国後の報告書作成への協力を求められた。現地での協力者は、九工大のフランス政治史研究の瓜生先生とのことであった。フランスの法律家制度は、わが国のそれとは似て非なるものがあるから、専門外の人で大丈夫かなと一抹の不安があったが、それは杞憂に終わった。この調査の成果は、日本弁護士連合会編『西欧諸国の法曹養成制度―フランス・西ドイツ、イギリス視察団報告書』（日本評論社、一九八七年）として公刊された。瓜生君と私とは、期せずして共同作業を行っていたのである。これは、形を変えてではあるが、その後も続くことになった。

J・ゴデシヨ（瓜生洋一・新倉修・長谷川光一・山崎耕一・横山謙一訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、一九八九年七月一四日）が、フランス革命二百周年にあたり刊行された。同書の「訳者あとがき」を書いているのは、瓜生君であった。それを読んでいて、はたと考えついたので、フィ

リップ・サニヤック『フランス革命における民事立法』(P.H. Sagnac, La Législation civile de la Révolution Française. La Propriété et La Famille (1780-1904) の翻訳の再開であった(再開の意味については翻訳第一回大東法学第三卷第一号参照)。フランス革命史の研究者と一緒にやればなんとかなるかもしれないと考えたわけである。ちなみに、同書の翻訳は、明治以来現在に至るもない。

早速、彼に相談したところ、快諾してくれた。善は急げとメンバーの検討をしてみると、大東にはフランス法研究者が数人おられることがわかり、そのうちの尾中普子、荻原貞正、白石裕子三教授の賛同を得て、「フランス近代法研究会」として発足した。その後、メンバーに変動はあるが、同会は現在も活動中である。

発足以来、私の期待通り、否それ以上に、研究会を終始リードし、中心となつて盛り上げてくれたのは瓜生君であった。革命史に関する該博な知識に基づく原文中の難解な字句の解説には教えられるが多かつたし、脱線した雑談中にも傾聴すべきものが多々あった。そのうちで記憶に残るものの一つが、フランスの歴史学会の動向であり、とくに彼が籍を

置いたパリ第一大学フランス革命史研究所の研究動向である。これには考えさせられるものがあつた。また彼が恩師ともいふべきミシエル・ヴォヴェル(Michel VOVELLE)教授を、わざわざパリからその隠退地であるエクサン・プロヴァンス(Aix-en-Provence)へ訪問したときの話には、彼の同教授を敬愛する気持ちがよく表れており、彼の情の厚さに感心させられた覚えがある。雑談を通じて、研究上のことはもちろんだが、実に多様なことを語り合つてきたな、とこれを書きながらあらためてしみじみと思う。

筆を擱くにあたり、残念なことに瓜生君の最後の仕事、未完の仕事となつた腕木信号機Ⅱテレグラフ・オブティック(telegraphe optique)について書くことにする。彼は、「腕木信号機、中央集権的国民国家、帝国」というテーマの下に、わが国のフランス革命史研究会におけるにとどまらず、フランスにおいても研究報告をしている。この腕木信号機の建設、それによる通信は一七九四年のパリ・リール間(約三百軒)を手始めに、最盛期には全国的におよそ五千軒建設され、モリス式電信の導入される一八五〇年代まで、すなわち、大革命の最中につくられ、復古王政期、七月王政期、第二共和

制期まで利用されていたとのことである。

この研究は、中央集権的国民国家の成立を、従来の制度史研究にとどまることなく、情報通信関係の確立過程をも含めて追及していくという、彼の「政治・行政制度論から情報過程論へ」という独自の視点からのものである。この独自のまた幾多の問題提起を含むすぐれた研究が未完となったのは全く惜しまれる。彼も無念の思いを抱きながら逝ったと思う。

思い出は尽きない。良き友を失うというのは全く辛い、本当に残念である。